



国立大学法人 千葉大学
National University Corporation
Chiba University

ニュースリリース

平成 19 年 11 月 26 日
千葉大学学術国際部研究協力課

「千葉大学ロボット憲章」を制定しました。
(知能ロボット技術の教育と研究開発に関する千葉大学憲章)

最近のロボットの研究開発における進歩は著しく、産業ロボットにおいて世界をリードする我が国では、第3次産業のサービス分野までも含めた現実の日常生活のなかで、「知能ロボット」が身近な存在になろうとしています。

千葉大学では、こうした未来にさきがけて、安全安心な社会に資する、平和利用に限定したロボット研究開発と教育を率先して推進する立場から、「千葉大学ロボット憲章」を制定しました。

* 「千葉大学ロボット憲章」を制定した基本的な考え方については、その「千葉大学ロボット憲章」の前文に記載しております。

千葉大学ロボット憲章 別添参照

【本件に関する問い合わせ先】

千葉大学理事（教育担当） 宮 崎 清
TEL 043 - 290 - 2004

（事務担当）

千葉大学学術国際部研究協力課長 井 上 賢 一
TEL 043 - 290 - 2152